

業也ヨト申渡シタルカ同時刻迄ニ一名モ就業スル者ナカリ
シ為メ之ヲ理田トシテ職工ヲ退場セシメ工場ヲ閉鎖セリ
職工等ハ直午ニ總同盟本部ニ至リ東京鐵工組合主席原虎一
ニ報告協議、結果原虎一ハ同日午前十一時工場主ニ面會交
渉セントシタルモ不在ノ為メ面會不能シテ同僚書生ニ對シ
本日午後ニ時迄ノ回答ヲ期ニ十五日朝迄ニ延期方ヲ懇願シ
テ引取リタルカ工場主ハ同日午後二時ニ至ルモ職工側ヨリ
何等回答ナシトシ直ニ本職工ニ對シテハ別記(三)臨時職工ニ
對シテハ別記(三)ノ如キ通知ヲ致セリ
翌二十五日従業員側ハ午前八時迄勤シタルモ工場主カ入場
セシメザリシ為メ原虎一ノ來援アリテ工場主ト協議シタル
結果全賃入場シテ解雇通知状ヲ一括シテ工場主ニ突キ返ス
ヲト、シ引續キ抗議中
右ハ申(通)報使也

別記(一)

嘆 願 書

今回の解雇問題に對しては私共月収の五分額を仕込品製作の若に要する金利と
て提供し、故止名の解雇は取止められ人事を伏して嘆願致します

別記(二)

本職工に對して本職工宛出したるは必き

本日午後二時迄に回答あるべき答の處拾時三十分帰宅午後二時迄待ち居り
候ハ其確たる回答無之候に付整理上差支候條四月二十四日限り貴殿様解雇致
す事と相成、候由此段申通知上申候也

昭和五年四月二十四日

芝白金三光町九八

佐野鐵工所

別記(三)

臨時工に對して出出したるは必き、

昨二十三日午後より故なく就業せざるは勤務の意志無之ものと認め候ハ其高